

## 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

### 第一 がんなどの疾病を抱える方々の治療と職業生活の両立を支援する企業に向けて

本年2月に厚生労働省から「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表されました。

このガイドラインは治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないように、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をまとめたものです。

まとめられた背景として、近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においても生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあり、労働者が病気になったからといってすぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなっているにもかかわらず、疾病や障害を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、疾病に対する労働者自身の不十分な理解や、職場の理解・支援体制の不足により離職に至ってしまう場合がみられること。

また、事業場においては、厳しい経営環境の中でも、労働者の健康確保や疾病・障害を抱える労働者の活用に関する取組が、健康経営やワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティ推進といった観点から推進される一方で、支援方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む事業場の担当者が少なくないといったことがあげられています。

#### 1 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知に関する研修会等の開催

今後、当センターにおける研修会、各地区労働基準協会等との共催による啓発セミナーを企画してまいりますので、是非ご参加ください。

講師：当センター産業保健相談員又は両立支援促進員

### 第二 改正労働安全衛生法が施行され、平成27年12月1日から事業者にもストレスチェックの実施が義務づけられました。(労働者50名未満の規模の事業場は努力義務です。) このため、各事業場におかれては平成28年11月30日までの間に1回目のストレスチェックを実施する必要があります。

ストレスチェック制度を円滑に実施するためには、事業者、労働者及び産業保健スタッフ等の関係者が制度の趣旨等を理解したうえで互いに協力・連携して実施することが重要です。当センターでは、この制度の円滑な導入・運用を支援するための事業として、無料で以下の取組を実施しておりますので、是非ご活用ください。

#### 1 ストレスチェック制度に関する研修会の開催

(1) 「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」 講師：当センター産業保健相談員

～昨年12月1日から事業場においてストレスチェックの実施が義務づけられました(50人未満事業場は努力義務)。本研修会では、法令に基づく制度を中心に解説します。(産業医・スタッフ向け同時開催)～  
開催日 10月27日(木)(今年度、センターで実施する最後の制度説明のための研修です。)

開催時間・場所 14:30～16:30・三重県医師会館

※ 受講者には「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」を配布いたします。

(2) 「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修」 講師：当センター産業保健相談員

～長時間労働者および、昨年12月から義務化されたストレスチェックの実施結果で高ストレス者と評価された労働者に対する面接指導の実施方法について解説します。(医師向け)～

開催日 10月19日(水)(今年度、センターで実施する最後の面接指導マニュアルの研修です。)

開催時間・場所 14:30～16:00・三重県医師会館

※ 受講者には「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を配布い

たします。

(3) 上記の他にもストレスチェックに関する研修を予定しておりますので、当センターHP (<http://mies.johas.go.jp>) で内容をご確認のうえお申込みください。

なお、お申し込みは、当センターHPからお願いいたします。

## 2 ストレスチェック制度サポートダイヤルの設置 (本部事業)

産業医、保健師、衛生管理者等産業保健スタッフや事業者、人事担当者等からのストレスチェック制度に係る専門的相談に応じ、解決方法等を助言します。

電話番号 0570-031050 ※相談は無料ですが、通話料金がかかります。

受付時間 平日10時～17時 (土日祝12月29日～1月3日を除く。)

## 3 ストレスチェック実施促進のための助成金 (本部事業)

従業員数50人未満の事業場が医師・保健師などによるストレスチェックを実施した場合等で事業主が費用の助成を受けることができる制度です。(届出期間平成28年11月30日まで。)

届出・申請先等 (独)労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

電話番号 0570-783046 ※相談は無料ですが、通話料金がかかります。

受付時間 平日9時15分～18時 (土曜、日曜、祝日休み。)

## 第三 労働安全衛生法が改正され、平成28年6月1日から一定の化学物質を取り扱う全ての事業場において、当該化学物質の危険性・有害性についてリスクアセスメントを実施することが義務づけられました。

### 1 化学物質のリスクアセスメント等に関する研修会の開催

#### (1) 産業医向け研修会

開催日 10月20日(木)、12月1日(木)、1月12日(木)、3月9日(木)

開催時間・場所 14:30～16:30・三重県医師会館

#### (2) スタッフ向け研修会

開催日 12月6日(火)、12月20日(火)、1月12日(木)、3月21日(火)

開催時間・場所 14:30～16:30・三重県医師会館

連続の研修企画もございます。当センターHP (<http://mies.johas.go.jp>) で内容をご確認のうえお申込みください。

## 第四 事業場における治療と職業生活の両立支援の推進、ストレスチェック制度の導入等、化学物質のリスクアセスメントの導入等に対する個別訪問支援

事業場の業種、規模にかかわらず、訪問を希望する事業場に、センター所属の両立支援促進員、メンタルヘルス対策促進員、労働衛生工学専門員又は産業保健相談員が訪問し、事業場の状況にあった具体的な支援を実施します。

お申し込み⇒ <http://www.mies.johas.go.jp/mental/mousikomisyo.html>

## 第五 各地域産業保健センターのご案内

三重県内の各地域産業保健センターでは、労働者50人未満の事業場に対して

- 健康診断結果に対する医師の意見聴取
- 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導
- 健康診断結果に基づく保健指導

等を実施しています。

なお、各地域センターによって、営業曜日が異なりますのでお申し込みの際は当センターのHPでご確認ください。